

非常変災時など緊迫事態における非常措置について

本校では非常変災時における生徒の安全確保について、下記の措置をとりますので、気象情報や防災上の注意事項に関する報道に十分ご留意いただき、学校からの連絡や指示にご協力賜りますようお願いいたします。

記

1. 気象における対応

(1) 「特別警報」および「暴風警報」における措置

① 臨時休業

- ◆ 午前7時の時点で 滋賀県内に「暴風を含む警報」が発表されている場合
- ◆ 午前7時の時点で 大津市南部に「特別警報」が発表されている場合

※テレビ等で確認をお願いします。

※午前7時以降に警報が解除になった場合も、その日は臨時休業となります。

② 始業時刻、終業時刻の変更等

- ◆ 登校後、滋賀県内に「暴風を含む警報」または大津市南部に「特別警報」が発令、または発令が必至と判断される場合
- ◆ 地域や通学路等の状況から災害等の危険が予想される場合
- ◆ その他、大雨や大雪等の影響により、生徒の安全確保が難しい場合。

(2) その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）発令時における措置

原則的に平常授業

※ただし、登下校時の生徒の安全確保が憂慮されるときは、特別の指示（臨時休業、始業、終業時刻の変更等）を出すことがあります。

※登校途中に、危険箇所がある場合や危険が予測されるような場合には中学校へ連絡をお願いいたします。
(石山中学校 TEL077-537-0070)

2. 地震における対応

① 臨時休業

前日の生徒の下校時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日、祝日は該当の時刻）の地震の発生により、大津市において震度5弱以上を観測した場合

※ただし、当日の登校や学校での活動の安全確保ができる場合は、平常授業とします。

3. 武力攻撃事態等における対応

① 臨時休業

前日の生徒の下校時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日、祝日は該当の時刻）に、武力攻撃事態等による警報の伝達が、大津市から市民に対してあった場合
※ただし、当日の登校や学校での活動の安全確保ができる場合は、平常授業とします。

保護者の皆様への緊急連絡等は、学校から「従来のメール配信」および「tetoruでの配信」にて行います。それぞれの配信システムへの登録のご協力、ありがとうございます。

4. Jアラート(全国瞬時警報システム)発令時の対応

- (1) 滋賀県域に屋内避難の呼びかけがあった場合、生徒は自宅待機とします。
- (2) その後、始業までに屋内避難が解除された場合、通常通り登校します。
- (3) 登校中または既に登校している生徒については、下記の避難行動をとることとします。

【屋外にいる場合】

- ◇近くの建物（できるだけ頑丈な建物）の中または地下に避難する。
- ◇近くに適当な建物がないときは、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

【屋内にいる場合】

- ◇できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

5. 熱中症予防

- (1) 「暑さ指数(WBGT)」が「31℃」以上の場合、空調設備のあるところで活動します。
- (2) 空調設備がない場所において、「暑さ指数(WBGT)」が「28℃以上31℃未満」の場合は、健康観察やこまめな水分補給をするようにします。

☆ご家庭におかれましても、十分な水分の用意や睡眠、朝食摂取等、お子様の健康維持に努めていただき、熱中症予防にご留意くださいますようお願いいたします。